

事件番号 令和5年(ワ)第8号
汚職調査の妨害に対する国家賠償請求事件
原告 野村一也
被告 蘭越町

事 務 連 絡

令和5年4月7日

原告 野村一也 様

〒045-0013

北海道岩内郡岩内町字高台192-1

札幌地方裁判所岩内支部民事1係

裁判所書記官 川 村

電話 0135-62-0138

FAX 0135-63-2268



頭書の事件について、裁判官の指示により、ご連絡します。
別紙記載の1～5の事項について、内容をご確認のうえ、令和5年5月8日まで
に、補正をお願いします。主張を追加・補充される場合は、準備書面を作成して提
出してください。

別 紙

1 被告について

訴状の表題は国家賠償請求事件であり、訴訟物（本件で裁判の対象とする具体的な権利・法律関係）は国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権であるとも思料されますが、訴状の内容からは具体的な訴訟物が明らかではありません。仮に国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権を訴訟物とする場合、被告適格を有する者（被告となることができる者）は国又は公共団体です（国家賠償法1条1項）、蘭越町議会は被告適格を有しません。

下記2の請求の趣旨とも関連して、誰に対して、いかなる法令に基づいて訴訟を提起しているのかを、それぞれの請求の趣旨ごとに、被告が複数いる場合は被告ごとに、明らかにしてください。

2 請求の趣旨について

(1) 訴状請求の趣旨第1項では、被告蘭越町と被告蘭越町議会とが連帯しての賠償を求めています。いかなる法令に基づくものであるのかが訴状の記載から明らかではないので、これを明らかにしてください。

(2) 同第2項では、被告蘭越町に謝罪を求めています。いかなる法令に基づくものであるのかが訴状の記載から明らかではないので、これを明らかにしてください。

(3) 同第3項では、被告蘭越町議会に原告の陳情に対する審査のやり直しを求めています。いかなる法令に基づくものであるのかが訴状の記載から明らかではないので、これを明らかにしてください。

3 請求の原因について

(1) 訴状第5責任原因の項において、要旨公務員らが各記載の違法行為に及んだ旨記載されており、これらの記載は、訴状第3汚職調査により判明した事実及び同第4請求の原因（損害賠償請求に至る経緯）の記載を前提とするものと思料されます。しかしながら、訴状第5の記載のみからは、記載された行為がなされた日時場所などが明らかでなく、権利利益の侵害行為が特定されていないといわざるを得ません。

そこで、原告が主張する権利侵害行為について、訴状第3又は第4の記載を引用するなどして、これがなされた日時場所を含めて具体的に特定してください。

(2) また、謝罪（請求の趣旨第2項）及び陳情に対する審査のやり直し（請求の趣旨第3項）について、いかなる事実を根拠としてこれらの請求をしているのかを、請求の趣旨ごとに明らかにしてください。

4 訴訟の目的の価額（民事訴訟費用等に関する法律3条、別表第一参照）について

訴状記載の請求の趣旨第2項及び第3項は、いずれも財産権上の請求でない請求に係る訴え（民事訴訟費用等に関する法律4条2項）と解されるので、それぞれ、訴訟の目的の価額は160万円とみなされます。

請求の趣旨第1項（200万円）を加えると、訴訟の目的の価額は合計520万円となりますので、不足する訴え提起手数料1万7000円を追納してください（なお、請求の趣旨を変更又は削除する場合には、変更後の請求の趣旨に対応する不足手数料を追納してください。）。 ✓

5 証拠について

訴状には、立証を要する事由につき、証拠となるべき文書の写しで重要なものを添付する必要があります（民事訴訟規則55条2項）。この場合、証拠の写しは裁判所及び各被告分の提出が必要ですので、提出してください。なお、今後文書を提出して書証の申出をする際にも、その写しの提出が必要となります（民事訴訟法219条、民事訴訟規則137条）。

以上